



島根県報

平成29年3月31日（金）

第2,890号

（毎週火・金曜日発行）

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【告 示】

指定代理納付者の指定	(政策企画監室)	2
島根県中山間地域活性化基本条例施行規則第2条第2項の規定による中山間地域の区域	(しまね暮らし推進課)	2
県営土地改良事業の工事の完了	(農村整備課)	2
解除予定保安林	(森林整備課)	3
保安林の指定	()	3
職場適応訓練委託規則第9条の規定に基づく職場適応訓練実施基準の一部改正	(雇用政策課)	3
国土調査の指定	(用地対策課)	4
地籍調査の成果の認証	()	4
水防警報を行う河川の指定の一部改正	(河川課)	4
洪水特別警戒水位の設定の一部改正	()	5
急傾斜地崩壊危険区域の指定	(砂防課)	5
都市計画変更の図書の縦覧（3件）	(都市計画課)	5
島根県住宅建設資金貸付要綱の廃止	(建築住宅課)	6

【公 告】

特定計量器の定期検査の実施	(商工政策課)	7
基本測量の終了	(技術管理課)	8
島根県公共土木施設維持管理システム開発業務及び運用保守業務に係る提案競技の実施	()	8
都市計画変更の図書の縦覧	(都市計画課)	13

【議会告示】

島根県議会事務局規程の一部改正		14
-----------------	--	----

【雑 報】

公営住宅法の規定による松江市営住宅及び共同施設の管理の実施	(建築住宅課)	15
公営住宅法の規定による浜田市営住宅及び共同施設の管理の実施	()	16

【正 誤】

平成29年2月24日付け島根県報第2,880号中	(砂防課)	17
--------------------------	-------	----

告 示**島根県告示第147号**

地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2第6項の規定により次のとおり指定代理納付者を指定したので、島根県会計規則（昭和39年島根県規則第22号）第30条の2の規定により告示する。

平成29年 3月31日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 指定代理納付者の名称及び主たる事務所の所在地

ヤフー株式会社

東京都千代田区紀尾井町1-3

2 指定代理納付者に代理納付させる歳入

ふるさと島根寄附金（ふるさと島根寄附条例（平成20年島根県条例第1号）第1条の寄附金をいう。）（指定代理納付者が提供するインターネットによる公金支払の方法により代理納入されるものに限る。）

3 指定代理納付者が代理納付の対象とするクレジットカード

次に掲げる国際ブランドマークが付されたクレジットカード

(1) M a s t e r C a r d

(2) V I S A

(3) J C B

(4) D i n e r s C l u b

(5) A M E R I C A N E X P R E S S

4 指定代理納付者に歳入を納付させる期間

平成29年 4月 1日から平成30年 3月31日まで

島根県告示第148号

島根県中山間地域活性化基本条例施行規則（平成11年島根県規則第22号）第2条第2項の規定により、同条第1項に定める区域と同等に条件が不利である地域として定める中山間地域の区域を次のように定め、平成29年 3月31日から施行する。

島根県中山間地域活性化基本条例施行規則第2条第2項の規定による中山間地域の区域（平成28年島根県告示第610号）は、廃止する。

平成29年 3月31日

島根県知事 溝 口 善兵衛

市町村名	中山間地域の区域
松江市	旧本庄村、旧秋鹿村、旧大野村、旧講武村、旧恵曇町及び旧八束村の区域
出雲市	旧上津村、旧佐香村及び旧伊野村の区域
益田市	旧鎌手村、旧小野村及び旧中西村の区域
安来市	旧飯梨村、旧大塚村及び旧宇賀荘村の区域

備考 この表における「旧」をつけた町又は村の名称及びその区域は、昭和25年 2月 1日におけるものを示す。

島根県告示第149号

次に掲げる県営土地改良事業の工事は完了したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の2第3項の規定により告示する。

平成29年 3 月 31 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

事 業 名	完了年月日
碓地区用排水施設事業（県営水利施設整備事業（基幹水利施設保全型））	平成29年 3 月 10 日

島根県告示第150号

次の保安林を解除予定保安林にする旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成29年 3 月 31 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

- 1 解除予定保安林の所在場所
益田市匹見町紙祖口802-17、口805-15
- 2 保安林として指定された目的
水源の^{かん}涵養
- 3 解除の理由
道路用地とするため

島根県告示第151号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により保安林の指定をするので、同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により告示する。

平成29年 3 月 31 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

- 1 保安林の所在場所
松江市八雲町西岩坂4117
- 2 指定の目的
土砂の崩壊の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐は、択伐による。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び松江市役所に備え置いて縦覧に供する。）

島根県告示第152号

職場適応訓練委託規則第9条の規定に基づく職場適応訓練実施基準（昭和42年島根県告示第59号）の一部を次のように

改正する。

平成29年 3 月 31 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

第 6 条第 2 項中「第 2 条第 4 号」を「第 2 条第 7 号」に、「同条第 5 号」を「同条第 8 号」に改める。

附 則

この告示は、平成29年 3 月 31 日から施行する。

島根県告示第153号

国土調査法（昭和26年法律第180号）第 6 条第 3 項の規定により、次の地籍調査を国土調査として指定したので、同条第 5 項の規定により告示する。

平成29年 3 月 31 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

国土調査として 指定した年月日	調査を行う者の名称	調 査 地 域	調 査 期 間
平成29年 3 月 22 日	松江市	大庭①山代①地区 大庭②山代②地区	平成29年 4 月 1 日から平成32年 3 月 31 日まで

島根県告示第154号

国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第 2 項の規定により、地籍調査の成果を次のとおり認証したので、同条第 4 項の規定により告示する。

平成29年 3 月 31 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

調査を行っ た者の名称	調査を行った時期	成果の名称		調査を行った地域	認証年月日
		地籍図	地籍簿		
浜田市	平成26年度～28年度	10枚	1冊	長浜町 2	平成29年 3 月 23 日
大田市	平成18年度～28年度	4枚	1冊	波根①－ 3	平成29年 3 月 23 日
飯南町	平成16年度～27年度	61枚	1冊	谷 7	平成29年 3 月 23 日
邑南町	平成26年度～28年度	42枚	1冊	大林 2	平成29年 3 月 23 日
邑南町	平成26年度～28年度	75枚	1冊	日和 5	平成29年 3 月 23 日
邑南町	平成19年度～28年度	37枚	2冊	和田 4	平成29年 3 月 23 日

島根県告示第155号

水防警報を行う河川の指定（平成21年島根県告示第212号）の一部を次のように改正し、平成29年 4 月 4 日から施行する。

平成29年 3 月 31 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

表中 「

1.10	0.90
------	------

」 を 「

1.60	1.20
------	------

」 に改める。



島根県告示第156号

洪水特別警戒水位の設定（平成28年島根県告示第385号）の一部を次のように改正し、平成29年4月4日から施行する。

平成29年3月31日

島根県知事 溝 口 善兵衛

「
 表中

1.70

」
 を 「

2.30

」
 に改める。

島根県告示第157号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により、次に掲げる土地の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定するので、同条第3項の規定により告示する。

平成29年3月31日

島根県知事 溝 口 善兵衛

- 1 区域の名称 後生湯3
- 2 土地の表示

次に掲げる地番の土地に存する標柱1号から15号までを順次に結んだ線及び標柱1号と15号を結んだ線により囲まれた区域

所 在 及 び 地 番	標 柱 番 号
浜田市生湯町1919番内1	1号、14号及び15号
" 1919番	2号及び3号
" 1920番	4号
" 1921番1	5号、9号及び10号
" 1141番2	6号から8号まで
" 1140番	11号から13号まで

島根県告示第158号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、都市計画を変更したので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により次のとおり告示し、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

平成29年3月31日

島根県知事 溝 口 善兵衛

- 1 都市計画の種類
 松江圏都市計画道路

- 2 都市計画を変更する土地の区域
安来市飯島町字藤木
- 3 縦覧場所
島根県土木部都市計画課

島根県告示第159号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、都市計画を変更したので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により次のとおり告示し、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

平成29年 3 月31日

島根県知事 溝 口 善兵衛

- 1 都市計画の種類
浜田都市計画道路
- 2 都市計画を変更する土地の区域
浜田市下府町、長沢町、高佐町、黒川町、相生町、竹迫町、杉戸町、野原町、原井町、熱田町、内田町、穂出町、吉地町、西村町及び折居町
- 3 縦覧場所
島根県土木部都市計画課

島根県告示第160号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、都市計画を変更したので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により次のとおり告示し、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

平成29年 3 月31日

島根県知事 溝 口 善兵衛

- 1 都市計画の種類
三隅都市計画道路
- 2 都市計画を変更する土地の区域
浜田市三隅町折居、三隅町西河内及び三隅町三隅
- 3 縦覧場所
島根県土木部都市計画課

島根県告示第161号

島根県住宅建設資金貸付要綱（平成3年島根県告示第754号）は廃止し、平成29年4月1日から施行する。

平成29年 3 月31日

島根県知事 溝 口 善兵衛

公 告

計量法（平成4年法律第51号）第19条の規定により、特定計量器の定期検査を次のとおり実施するので、同法第21条第2項の規定により公告する。

平成29年3月31日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 定期検査の対象となる特定計量器

計量法施行令（平成5年政令第329号）第10条第1項第1号の非自動はかり（同令第5条第1号又は第2号に掲げるものを除く。）、分銅及びおもり

2 実施する定期検査

(1) 特定計量器検定検査規則（平成5年通商産業省令第70号）第39条第1項第1号又は第3号の規定に該当する特定計量器の検査

検査期日	検査場所	検査区域
11月14日から12月15日まで	特定計量器の所在の場所	益田市、雲南市、海士町、西ノ島町、知夫村、隠岐の島町

備考 この検査を受けようとする者は、特定計量器検定検査規則第39条第2項の規定による所在場所定期検査申請書を提出すること。

(2) 特定計量器検定検査規則第39条第1項第2号、第4号又は第5号の規定に該当する特定計量器の検査

検査期日	検査場所	検査区域
6月1日から8月25日まで	特定計量器の所在の場所	益田市、雲南市、海士町、西ノ島町、知夫村、隠岐の島町

備考 この検査を受けようとする者は、特定計量器検定検査規則第39条第2項の規定による所在場所定期検査申請書を提出すること。

(3) (1)又は(2)に該当しない特定計量器の検査

市町村	検査期日	検査時間	検査場所
益田市	5月9日	10時30分から15時30分まで	益田市役所
	5月10日	9時30分から16時まで	
	5月11日	10時から16時まで	
	5月12日	9時30分から12時まで	
	5月16日	10時から15時30分まで	
	5月17日	10時から16時まで	
	5月18日	10時から10時30分まで	
	5月23日	9時から16時まで	
	5月24日	9時30分から16時まで	
雲南市	5月25日	9時30分から12時まで	雲南市役所
	6月5日	9時30分から15時30分まで	
	6月6日	11時から15時30分まで	
	6月7日から9日まで	10時から15時30分まで	
	6月12日	10時から16時まで	
	6月13日	10時から12時まで	
	6月14日	11時から15時まで	
6月15日	10時から15時30分まで		
知夫村	6月26日	13時30分から16時まで	知夫村役場
海士町	6月27日	14時から16時30分まで	海士町役場
	6月28日	9時30分から14時まで	

西ノ島町	6月29日	10時から15時まで	西ノ島町役場
	6月30日	10時から12時まで	
隠岐の島町	7月4日	13時30分から15時30分まで	隠岐の島町役場
	7月5日	9時30分から14時30分まで	
	7月6日	9時30分から11時30分まで	
	7月12日	13時30分から16時まで	
	7月13日	9時30分から16時30分まで	
	7月14日	9時30分から11時30分まで	

備考 受付時間は、上記検査時間のうち12時から13時までの間を除く時間とする。

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第2項の規定により、次の基本測量は、平成29年3月3日に終了した旨国土交通省国土地理院長から通知を受けたので、同条第3項の規定により公告する。

平成29年3月31日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 作業種類

基本測量（基本重力測量）

2 作業期間

平成28年10月4日から平成29年3月3日まで

3 作業地域

浜田市、大田市

島根県公共土木施設維持管理システム開発業務及び運用保守業務の調達に係る事業予定者を決定するため、次により提案競技を実施する。

平成29年3月31日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 提案競技に付する事項

(1) 名称

島根県公共土木施設維持管理システム開発業務及び運用保守業務の調達

(2) 仕様

島根県公共土木施設維持管理システム開発業務委託及び運用保守業務委託に係る提案競技仕様書（以下「仕様書」という。）による。

(3) 提案価格の上限額

ア 開発業務の上限額：142,000,000円（消費税及び地方消費税相当額を除く。）

イ 運用保守業務（平成30年10月から平成35年9月までの5年分）の上限額

上限額：85,000,000円（消費税及び地方消費税相当額を除く。）

2 開発期間及び運用期間

(1) 開発期間

契約の日の翌日から平成30年9月30日まで

(2) 運用保守期間

平成30年10月1日から平成35年9月30日まで

3 提案競技参加資格に関する事項

提案競技に参加する者は、単独企業にあっては次の(1)に掲げる要件の全てを、共同企業体にあっては次の(2)に掲げる要件の全てを満たし、知事の参加資格の確認を受けたものであること。

(1) 単独企業・法人の資格要件

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。

イ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者を経営に関与させている者でないこと。

ウ 島根県税（個人の県民税及び地方消費税を除く。）について未納の徴収金（納期限が到来していないものを除く。）がない者であること。

エ 消費税及び地方消費税について未納の税額（納期限が到来していないものを除く。）がない者であること。

オ 島根県が実施する入札について指名停止の措置を受け、公告日においてその措置の期間が満了していない者でないこと。

カ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者（これらの法律に基づき更生手続又は再生手続開始の申立てがなされている者であっても、手続開始の決定後、島根県が別に定める手続に基づき入札参加資格の受付がなされている者は除く。）でないこと。

キ 共同企業体の構成員としてこの提案競技に参加していないこと。

ク 国、都道府県（公社を含む。）、政令指定都市、旧道路公団及びその後継会社において、公共土木施設の情報システム開発・運用保守に関する業務（改修及び更新業務を含む。）のいずれかの実績を持つ者であること（いずれも平成23年4月1日以降受注した実績とし、共同企業体構成員としての実績も可とする。）。

(2) 共同企業体の資格要件

ア 共同企業体を構成する企業間で、次の内容を規定した協定が結ばれていること。

(ア) 目的

(イ) 企業体の名称

(ロ) 構成員の住所及び名称

(ハ) 代表者の名称

(ニ) 代表者の権限

(ホ) 構成員の出資の割合

(ヘ) 構成員の責任

(ト) 取引金融機関

(チ) 決算

(リ) 利益金の配当の割合

(ル) 欠損金の負担の割合

(レ) 業務履行中における構成員の脱退に対する措置

(ロ) 業務履行中における構成員の破産又は解散に対する措置

(セ) 解散後の瑕疵担保責任

(ワ) その他必要な事項

イ 共同企業体の代表構成員は、出資比率が最大の構成員であること。

ウ 構成員の全てが(1)のアからカまでに該当すること。

エ 共同企業体の構成員のいずれかが(1)のクに該当すること。

オ 構成員は、他の共同企業体の構成員として、又は単独でこの提案競技に参加していないこと。

4 提案競技説明に関する事項

(1) 配布する資料

- ア 仕様書
- イ 委託契約書（案）
- ウ 本提案競技に係る様式
- エ 評価項目

(2) 配布資料の配布期間及び配布場所

配布場所に設置する提案競技説明書受領者受付簿に記載し、守秘義務の遵守に関する誓約書を提出した者に無償で1部を配布する。なお、守秘義務の遵守に関する誓約書の様式は、島根県ホームページからのダウンロード又は配布場所での配布により提供する。

ア 配布期間

平成29年3月31日（金）から同年4月14日（金）まで（閉庁日を除く。）の午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までの間を除く。）

イ 配布場所

松江市殿町8番地（島根県庁南庁舎5階）島根県土木部技術管理課長寿命化推進室

(3) 閲覧できる資料

ア 閲覧資料

- (7) 島根県情報通信システム（内部系システム）技術基準
- (4) 島根県情報通信システム開発プロセス管理標準
- (6) 島根県情報通信システム運用管理標準
- (5) 島根県公共土木施設維持管理システム基本設計業務委託成果

イ 閲覧資料の閲覧期間及び閲覧場所

- (7) 閲覧期間
(2)アに同じ。
- (4) 閲覧場所
(2)イに同じ。

(4) 提案競技説明会

実施しない。

5 提案競技参加資格確認手続

(1) 提出書類の種類及び部数

提案競技に参加しようとする者は、次に掲げる全ての書類を提出すること。ただし、共同企業体の場合は、イからカまでの書類について全構成員のものを提出すること。

なお、必要がある場合は、補足資料の提出を求められることがある。

ア 提案競技参加資格確認申請書

イ 会社概要書又は経歴書

ウ 財務諸表（決算報告書）

エ 法人の登記事項証明書又は身分証明書（物品の売買、借入れ等に係る入札参加資格審査要綱（昭和45年島根県告示第4号）等島根県において定める入札参加資格の認証を受けている者（以下「登録業者」という。）については、写しの提出で可とする。）

オ 島根県税の未納の徴収金がないこと又は納税義務がないことの証明書（登録業者は、提出を要しない。）

カ 消費税及び地方消費税の未納の税額がないこと又は納税義務がないことの納税証明書（登録業者は、提出を要しない。）

キ 公共土木施設の情報システム開発・運用保守に関する業務の受注実績表 1部

ク 担当者届 1部

ケ 3の(2)アに関する協定書の写し(共同企業体の場合のみ)

(2) 提出書類の形式

4の(1)ウで配布する様式による。

(3) 書類の提出方法、提出期限及び提出先

ア 提出方法

郵送又は持参による。

イ 提出部数

各1部提出すること。

ウ 提出期限

平成29年5月8日(月)午後5時までに提出すること(郵送の場合は、書留により必着のこと。)

エ 提出先

〒690-8501 島根県松江市殿町8番地 島根県土木部技術管理課長寿命化推進室

電話(直通) 0852-22-6014

F A X 0852-25-6329

電子メール gijyutsu@pref.shimane.lg.jp

6 提案競技参加資格確認審査結果の通知

提案競技参加資格確認申請者に対し、平成29年5月12日(金)付けで、郵送にて通知する。

7 提案競技に係る質問書について

(1) 質問は、4の(1)ウで配布する質疑票により提出すること(ファックス又は電子メールによる質問書の送付も可とする。ただし、必ず到着確認の電話をすること。)

(2) 提出期限

平成29年4月14日(金)午後5時までとする。

(3) 提出先

5の(3)エに同じ。

(4) 質問に対する回答は、平成29年4月25日(火)までに、提案競技配布資料受領者全員に対し、ファックス又は電子メールにより通知する。

8 提案書等の提出について

提案競技参加資格確認審査において参加資格が認められた者は、次により提案書及び見積書を提出すること。

(1) 提案書の内容

島根県公共土木施設維持管理システム開発業務及び運用保守業務について提案すること。ただし、4の(1)ウで配布する提案書の記載内容確認表における必須項目に対応する記載を必ず行うこと。

なお、必要がある場合は、補足資料の提出を求められることがある。

(2) 提出書類の形式

ア 提案書の形式は、任意とする。ただし、用紙は全てA4版とし、ページ番号を付するものとする。

イ 見積書は、4の(1)ウで配布する様式による。

(3) 提案書等の提出方法、提出期限及び提出先

ア 提出方法

郵送又は持参による。

イ 提出部数 10部

見積書 1部

ウ 提出期限

平成29年 5月22日（月）午後5時までに提出すること（郵送の場合は、書留によることとし、必着のこと。）。

なお、必要に応じて提案書の内容についてヒアリングを行う場合がある。

エ 提出先

5の(3)エに同じ。

9 提案の無効に関する事項

次のいずれかに該当するときは、その者の提案は無効とする。

- (1) 参加する資格のない者が提案したとき。
- (2) 所定の日時及び場所に書類を提出しないとき。
- (3) 事実と反する申請又は提案に関する不正行為があったとき。
- (4) 提案者が当該提案競技に対して2以上の提案をしたとき。
- (5) 提案者が他人の提案の代理をしたとき。
- (6) 島根県が実施する入札について公告日から第2次審査までの間に指名停止の措置を受けたとき（共同企業体においては、その構成員がこの期間中に指名停止の措置を受けた場合を含む。）。
- (7) その他あらかじめ指示した事項に違反したとき又は提案者に求められる義務を履行しなかったとき。

10 選定方法

(1) 評価手順

別に設置する「島根県公共土木施設維持管理システム開発業務及び運用保守業務の調達に係る提案競技審査委員会（以下「審査委員会」という。）」において、選定を行うものとする。

ア 第1次審査

提案価格（消費税及び地方消費税相当額を除く。）が、1の(3)の上限額を上回らない提案書について、書類審査を行い、上位の提案者3者程度選定する。

なお、提案価格が上限額を上回るもの及び提案書記載内容確認表に記載のある「必須項目」についての記載が無いものは不採択とする。

イ 第2次審査

第1次審査で選定された提案者によるプレゼンテーション及びヒアリングを実施し、最も優れた提案者を選定する。プレゼンテーション及びヒアリングの説明者については、5名以内とする。

(2) 提案者の評価方法

ア 提案内容が、仕様書の要求要件を全て満たしている提案を評価の対象とする。

イ 提案内容については、あらかじめ設定した評価基準に基づき、各評価項目の得点を加算する方法により合計得点を算出する。

ウ 評価基準（評価項目）及び評価配点は、次のとおりとする。

- | | |
|-----------------------------|----------------------|
| (ア) 実績に関する項目 | 4点 |
| (イ) 費用に関する項目 | 25点（開発費10点、運用保守費15点） |
| (ウ) 全般的事項及び基本方針に関する項目 | 13点 |
| (エ) 開発・運用保守及び機能要件業務内容に関する項目 | 48点 |
| (オ) 地域振興に関する項目 | 10点 |

(3) 選定結果の通知

第1次審査の選定結果についてはア及びウに掲げる事項を、第2次審査の選定結果についてはアからエまでに掲げる事項を全提案者に対し郵送にて通知する。

なお、第1次審査において選定された提案者に対しては、第2次審査の日程等について併せて通知する。

ア 採否の旨

イ 採択した提案書を提出した者の氏名（名称）

ウ 採否の理由

エ 審査委員会委員構成

(4) 審査経過については、公表しない。また、選定の結果に対しての異議申立ては、受け付けない。

11 契約

(1) 契約相手方

審査委員会が特定した者（以下「契約予定者」という。）と協議を行い合意の上、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第11条第1項第1号の規定に基づき、随意契約を行う。

なお、契約予定者が契約を辞退した場合には、審査委員会で次点とされた者と契約を行う。

(2) 契約予定者の資格

契約予定者は、島根県が実施する入札について第2次審査から契約締結までの間において指名停止の措置を受けた者でないこと（共同企業体においては、構成員がこの期間中に指名停止の措置を受けた者でないこと。）。

(3) 契約金額

契約予定者から見積書を徴取し、予定価格の範囲内において決定する。

(4) 前金払

前金払は、行わない。

(5) 契約保証金

島根県会計規則（昭和39年島根県規則第22号）第69条第1項の規定により契約金額の100分の10以上を納付すること。ただし、島根県会計規則第69条の2各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

(6) その他の契約条項

契約予定者と協議の上定める。

12 その他の留意事項

(1) 提出期限後の問合せ、書類の追加又は修正には、原則として応じない。

(2) 提案競技及び契約の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。

(3) 提出書類の著作権は、提案者に帰属する。

(4) 提出書類は、他の提案者に対して非公開とする。

(5) 提出書類は、返却しない。

(6) 提出書類の作成及び提出に要する費用並びにプレゼンテーション及びヒアリングに要する費用は、提案者の負担とする。

13 提案競技に関する問合せ先

5の(3)エに同じ。

14 Summary

(1) Nature and quantity of services to be provided: Public Civil Engineering Facility Maintenance System Development and Operation Maintenance for Shimane Prefectural Government 1 set

(2) Deadline for submission of proposal documents: May 22th, 2017 by 5:00 p.m.

(3) For further details, please contact: Shimane Prefecture Engineering Management Division 8 Tono-machi, Matsue City, Shimane Prefecture, Japan 690-8501

TEL 0852-22-6014

係る図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により次のとおり縦覧に供する。

平成29年 3 月 31 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 都市計画の種類

松江圏都市計画道路

2 都市計画を変更する土地の区域

安来市安来町字内浜、安来町字川子、安来町字輪ノ内、安来町字八反、飯島町字中島、飯島町字藤木及び飯島町字横屋

3 縦覧場所

島根県土木部都市計画課

議 会 告 示

島根県議会告示第1号

島根県議会事務局規程（昭和42年島根県議会告示第1号）の一部を次のように改正する。

平成29年 3 月 31 日

島根県議会議長 絲 原 徳 康

第4条第2項の表中 「

」 を

「

企画員
サブリーダー

」に改める。

第6条第1項中「企画員」の次に「サブリーダー」を加える。

第8条の表総務課の項第10号中「共済年金」を「福利及び厚生」に改め、同項中第15号を第17号とし、第12号から第14号までを2号ずつ繰り下げ、第11号の次に次の2号を加える。

(12) 議員の資産公開に関すること。

(13) 政務活動費及び政務調査費に関すること。

第9条第1項第5号を削り、同項第6号中「次長、参事及び課長」を「職員」に改め、同号を同項第5号とし、同項第7号中「次長、参事及び課長」を「職員」に改め、同号を同項第6号とし、同項第8号中「次長、参事及び課長」を「職員」に改め、同号を同項第7号とし、同項第9号を同項第8号とし、同項第10号を同項第9号とし、同条第2項第1号中「課員」を「職員（局長、次長、参事及び課長を除く。第3号から第5号までにおいて同じ。）」に改め、同項第3号から第5号までの規定中「課員」を「職員」に改め、同条中第3項を第6項とし、第2項の次に次の3項を加える。

3 課長が専決することができる事項のうち、あらかじめ課長が指定した事項については、当該課に置かれる管理監又は室長に専決させることができる。

4 グループリーダーは、次に掲げる事項を専決することができる。

(1) 軽易又は定例的な資料、刊行物等を作成し、収集し、又は配布すること。

(2) 軽易又は定例的な通達、通知、進達、報告等を行うこと。

(3) 軽易又は定例的な照会及び回答を行うこと。

- (4) 軽易又は定例的な届出書、報告書等を受理すること。
- (5) 軽易又は定例的な事項の証明を行うこと。
- (6) 許可書、免許書、証明書等の再交付又は書換え交付を行うこと。
- (7) 台帳、図書等を閲覧させること。
- (8) その他前各号に準ずる軽易又は定例的な事務を処理すること。
- (9) 職員（局長、次長、参事、管理監、課長、室長、上席調整監、調整監、グループリーダー及び企画幹を除く。次号及び第11号において同じ。）の旅行を命じ、及び復命を受けること。
- (10) 職員の休暇を承認し、欠勤届を受理し、職務に専念する義務を免除し、勤務時間の割振り（再任用短時間勤務の職を占める職員に係るものに限る。）をし、勤務時間の割振りを変更し、部分休業を承認し、又は特別の勤務に従事する職員の週休日及び勤務時間の割振りを行うこと。
- (11) 職員の休日及び時間外の勤務を命じ、又は代休日及び時間外勤務代休時間を指定すること。
- 5 グループリーダーが専決することができる事項のうち、あらかじめ課長が指定した事項については、当該グループに置かれるサブリーダーに専決させることができる。

附 則

この告示は、平成29年4月1日から施行する。

雑

報

公営住宅法（昭和26年法律第193号）第47条第1項の規定により、松江市に代わって市営住宅及び共同施設を次のとおり管理することとしたので、同条第2項の規定により公告する。

平成29年3月31日

島根県住宅供給公社理事長 松 本 功

- 1 松江市に代わって市営住宅及び共同施設の管理を行う地方住宅供給公社の名称
島根県住宅供給公社
- 2 松江市に代わって管理を行う市営住宅及び共同施設の名称
市営下の原住宅外42住宅及び共同施設
- 3 松江市に代わって行う市営住宅及び共同施設の管理の内容

- (1) 松江市営住宅条例（平成17年条例第332号）に規定する事務のうち次に掲げるもの

条 項	事 務 の 内 容
第4条第1項及び第2項	入居者公募の方法に関する事務
第5条	公募の例外に関する事務
第8条	入居の申込み及び決定に関する事務
第9条	入居者の選考に関する事務
第10条	入居補欠者決定に関する事務
第11条	入居の手続きに関する事務
第12条	同居の承認に関する事務
第13条	入居の承継に関する事務
第21条	修繕費用の負担に関する事務
第25条	市営住宅不在届に関する事務
第27条	市営住宅の他用途併用承認に関する事務
第28条	市営住宅の模様替（増築）承認に関する事務

第32条第1項、第2項及び第4項	高額所得者に対する明渡し請求に関する事務
第34条	収入超過者に対する他の住宅のあっせんに関する事務
第35条第1項	入居期間の通算に関する事務
第41条第1項	市営住宅の退去手続きに関する事務
第42条第1項、第5項及び第6項	市営住宅の明渡し請求に関する事務
第43条	市営住宅監理員及び市営住宅管理人に関する事務

(2) 松江市営住宅の家賃の収納に関する事務

(3) 松江市営住宅の家賃の納付指導に関する事務

(4) 松江市営住宅駐車場に関する事務

4 松江市に代わって市営住宅及び共同施設の管理を行う期間

平成29年4月1日から平成32年3月31日までの期間

公営住宅法（昭和26年法律第193号）第47条第1項の規定により、浜田市に代わって市営住宅及び共同施設を次のとおり管理することとしたので、同条第2項の規定により公告する。

平成29年3月31日

島根県住宅供給公社理事長 松 本 功

1 浜田市に代わって市営住宅及び共同施設の管理を行う地方住宅供給公社の名称

島根県住宅供給公社

2 浜田市に代わって管理を行う市営住宅及び共同施設の名称

市営小福井住宅外19住宅及び共同施設（災害特別住宅を除く）

3 浜田市に代わって行う市営住宅及び共同施設の管理の内容

(1) 浜田市営住宅条例（平成17年条例第247号）に規定する事務のうち次に掲げるもの

条 項	事 務 の 内 容
第4条	入居者の公募の方法に関する事務
第5条	公募の例外に関する事務
第8条	入居の申込み及び決定に関する事務
第9条	入居者の選考に関する事務
第10条	入居補欠者決定に関する事務
第11条	入居の手続きに関する事務
第12条	同居の承認に関する事務
第13条	入居の承継に関する事務
第21条	修繕費用の負担に関する事務
第25条	市営住宅不在届に関する事務
第27条	市営住宅の他用途併用承認に関する事務
第28条	市営住宅の模様替（増築）承認に関する事務
第32条第1項、第2項及び第4項	高額所得者に対する明渡し請求に関する事務
第34条	収入超過者に対する他の住宅のあっせんに関する事務
第35条第1項	入居期間の通算に関する事務
第36条	収入状況の報告の請求等に関する事務
第41条第1項	市営住宅の退去の検査に関する事務

第42条第1項、第5項及び第6項	市営住宅の明渡し請求に関する事務
第44条	市営住宅の立入検査に関する事務
第60条及び第61条	市営住宅の駐車場使用許可等に関する事務
第65条第1項	市営住宅の駐車場使用許可の取消し等に関する事務

(2) 浜田市営住宅の家賃及び駐車場使用料の収納に関する事務

(3) 浜田市営住宅の家賃及び駐車場使用料の納付指導に関する事務

4 浜田市に代わって市営住宅及び共同施設の管理を行う期間

平成29年4月1日から平成34年3月31日までの期間

正 誤

平成29年2月24日付け島根県報第2,880号中に誤りがあったので、次のように訂正する。

ページ	行	誤	正
2	下から15	夢が丘2	夢ヶ丘2
	下から13	夢が丘2	夢ヶ丘2